

豊島区政公報

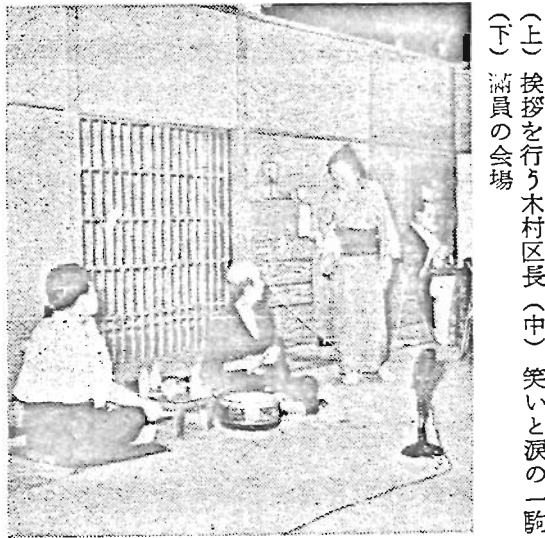
昭和30年8月25日
 第70号
 発行所
 豊島区池袋1/642番地
 豊島区役所
 編集兼発行人
 自治博興 謹
 電話池袋(97)1101-5
 印刷所
 日産印刷株式会社

区民納涼慰安大会

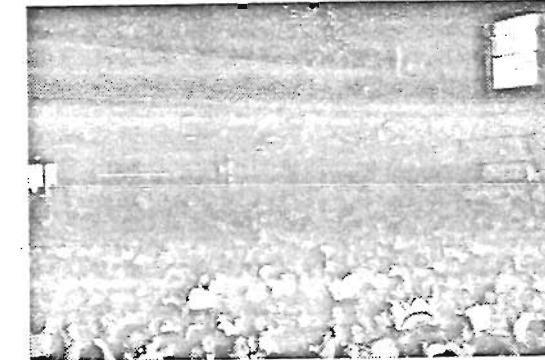
×××八月十一日——二十日まで開催×××

去る十一日より二十日まで十日間に亘つて区政協力感謝区民納涼慰安大会が公会堂に別表のような日程により盛大に開催されましたがこれは平素区民のみなさんから区政に積極的に御協力を戴いて居る

事に報ゆると共に、これにより日を逐うて発展して行くのが豊島区の繁栄を共に喜んでいただくために催されたものであります。本慰安会は各地区共各二回づつ行われ、連日笑いの五一郎一座の人情劇を始め次のような演劇が行われ



(上) 挨拶を行う木村区長(中) 笑い涙の一駒(下) 満員の会場



ました。

記

日程	地区
八月十一日	才一地区
八月十二日	才九地区
八月十三日	才三地区
八月十四日	才二地区
八月十五日	才六地区
八月十六日	才八地区
八月十七日	才五地区
八月十八日	才七地区
八月十九日	才七地区
八月二十日	才四地区

演劇
 万才 萩 笑三
 曲芸 ク 奈良
 人情劇 春の金波
 五一郎一座
 こんな婆さん見たことない
 映画 家族会議

目次

- 一、区民納涼慰安大会………
- 一、才四回臨時豊島区議会………
- 一、区政地区委員長連合協議会………
- 一、建築課長の異動………
- 一、豊島区財政の現状について………
- 一、蚊と蠅の撲滅夏の陣………
- 一、昭和三十年度六三制教室増改築割当決る………
- 一、建築物台風対策………

第四回 臨時豊島区議会

引續き七月二十日開催

議員 森幸二君、本日監査委員に選任同意される。
 去る十三日に引續き、七月二十日午後四時二十三分から、再開された区議会で左記三件が議決された。

- 一、東京都豊島区議会議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件
- 一、東京都豊島区議会議員功労表彰並びに同待遇者規程の一部改正の件
- 右二議案は原案どほり可決確定された。

最後に追加日程として、上掲された東京都豊島区監査委員選任同意の件(議員中より)は区長推選の森幸二議員を全員異議なく同意する事に可決確定された。
 以上の議決を了し同午後四時三十五分閉会した。

区政地区委員長 連合協議会

八月十一日午前

十時より区役所議員控室において開催、各地区委員長自治振興副委員長出席、区側より須永助役吉田収入役自治振興課長、区民係長及び全出張所長が出席、森才一地区委員長座長となり次の事項について協議し十一時散会した。

- 一、納涼慰安大会に於ける売店の設置について
- 一、その他

建築課長異動

本区役所建築課長は十日付で左記のように異動が発令された。
 渋谷区役所建築課長 小山秀古
 前豊島区役所建築課長
 豊島区役所建築課長 富田達人
 前渋谷区役所建築課長

豊島区財政の現状について

今回昭和二十九年十月一日より昭和三十年三月末日に至る昭和二十九年下半期の本区の財政の動向及び財政に関する基本方針を概説いたしましたから区民各位におかれてはこれによって本区財政の現情を理解せられ一層の御協力を賜るようお願いいたします。

予算の概要

昭和二十九年当初予算は一般的必要経費を以つて年間予算とし、新規事業の財源については、都区財政調整の問題が未決定の爲、一、二の事業はこれを保留して居つたのであります。その後上半期公表時まで二回の追加補正を行い、予算総額六一八、一〇八、五七三円となつた事は前回の公表で明かに致した処であります。

その後今期の公表期間内に於ては、三回の追加補正を致し、昭和二十九年一般会計予算総額は七九七、四六六、一五六円に達したのであります。以下この補正内容について概説致します。

先づ十月四日今期間内一回の追加予算額一〇四、三三二、〇二二円が可決されました。これを歳入より見ますと、前年度繰越金並区税の調定増其他に、四八、七二二、六九二円で残金は都交付金と小中学校に対する指定寄附金であります。

歳出に於ける一般財源によるものとしては、土木事業に重点を注ぎ、字溝設置に一三、六二二、三四〇円を始めとし

は一般的事務経費であります。又特定財源によるものは、六三、三三三、〇〇〇円を始めとし、義務教育国庫負担補助、衆議院議員選挙執行費其他五、九二二、二五八円を、更に拙さく道路復旧費に三、八三五、一六三円を夫々計上致してあります。

次に今期才三回の補正額一五九八二、六七七円は三月三十日に可決し、年度最終予算となりました。

歳入に於ては、区税の最終増収見込額一〇、九三八、一五五円と、都交付金三、九八〇、七八〇円残金は使用料或は火災保険の弁償金等であり

弓場建設並に区民プール開設及街灯維持に七〇三、二四八円、椎名町小学校改修其他学校施設に三、三四六、九四〇円、地区協力員改選並新春区民慰安会経費に一、九五二、七九〇円、民生援護に四七二、〇〇〇円、熱海豊島荘の初年度調弁費に九六三、六九四円の外、財政調整納付金二〇、〇〇〇円を主とし、その他は一般必要事務経費の追加であります。一方特定財源によるものとして六三、三三三、〇〇〇円を主とし、三割整備費による校地買収並校舎建設費に総額五四、三九四、五四〇円を始めとし、指定寄附による学校備品調弁に夫々同額計上いたしましたのであります。

次に本年二月十一日に可決された今期才二回の補正内容は、追加額五九、〇四三、七〇四円で主たる財源は都の交付金三六、六八四、六五八円と、区税の増収見込一七、九二〇、五〇〇円で残金は拙さく道路復旧費収入と使用料並手数料であります。

歳出に於ける一般財源によるものは、授産場の改修工事新設駒込留屋の買収及改修工事費に二、五五一、四四〇円、財政調整納付金の追加五〇、三九、〇〇〇円を主とし、他

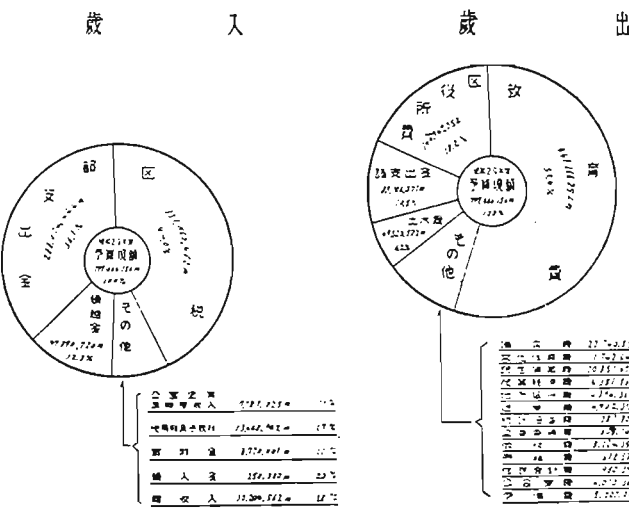
一方歳出に於けるその内容は、人件費九、四〇六、五〇五円がその五八・八%を占めておりますが、これは職員の数増減手当其他諸手当の調整額であります。その他は、プール蓋新設、危険校舎売却による校具施設、更に振興会館の運営費等已むを得ざる事業に夫々計上され、又都交付金に於ては、生業資金貸付金の始め、理科教育設備費、学校図書館整備費を主とし、夫々当該科目に歳入同額が計上されております。

以上今期間内における追加予算の状況を申し述べました。が、この歳入歳出予算を百分率で表わしますと、次表の通りであります。

昭和二十九年歳入歳出予算総額七九七、四六六、一五六円に対し、三月末現在の収入額は、六六三、九二七、八四八円、収入歩合は八三・三%、支出総額は六五二、九〇一、七〇九円、支出歩合は八一・九%、收支差引額一四四、〇二六、一三九円であり、この收支の均衡を保つて居ります。

これは三月末現在の数字でありますので、出納閉鎖期の五、六、七、八、九、十月の五ヶ月末日までは收支共若干の増加が予想されます。

収入支出の状況



収入の大宗をなしている区税の収入総額は三三六、四四六、三九九円です。これは前年度に比し、九・八%の増収を示し、所期の目標に近い成績を収めて居ります。これは偏に区民各位の深い御理解と御協力によるものと深く感謝をいたす次第であります。

この外使用料及手数料一〇、四〇〇、〇〇〇円、公営企業収入八、九〇〇、〇〇〇円、何れも順調なる収入を示しておりますが、都交付金の収入状況は、予算額二八八、〇〇〇、〇〇〇円に対し、四四、四四四円に低率を示しております。この交付金の八八・六%を占める六三、三三三、〇〇〇円は、

費二五五、三一八、一四七円に對する現在までの収入総額は一七〇、二四九、一六三円で六六・七%の低率であり、原因は一部昭和三十年度へ繰越される分を除いて五月末の出納閉鎖期までは収入される見込であります。

次に支出に於ける状況は教育費が第一位で、支出総額の四九・八%即ち三二五、七〇三、九一四円で、支出歩合は予算の七三・八%であります。これは都の予算交付が遅滞している為でありまして、一般財源による支出は八九・三%という高率を示し、文教施設の拡充強化に努力を傾注しつつあることが看取されるのであります。

次は区役所費でありまして、総支出総額の二一・九%一四三、〇四八、六三四円となつて居ります。これの主なるものは区一般職員に対する人件費であります。

次は諸支出金で総額七八、四〇四、七〇二円となつて居りますが、この主なるものは振興会館の建設費と、都納付金であります。以下土木費、議会費、民生事業費等予算額同様の支出順位となつて居りますが、何れも多岐に亘る区政運営費として事務事業に順応した支出状況を示して居ります。

以上收支状況を概略的に報告致しましたが、各科目別予算に對しては次表收支の概要を御参照下さい。

昭和二十九年歳入歳出予算総額七九七、四六六、一五六円に対し、三月末現在の収入額は、六六三、九二七、八四八円、収入歩合は八三・三%、支出総額は六五二、九〇一、七〇九円、支出歩合は八一・九%、收支差引額一四四、〇二六、一三九円であり、この收支の均衡を保つて居ります。

これは三月末現在の数字でありますので、出納閉鎖期の五、六、七、八、九、十月の五ヶ月末日までは收支共若干の増加が予想されます。

蚊と蠅の撲滅
一夏の陣一
ニュースカーも活躍

本区では毎年「衛生豊島」の確立を目標として種々な運動を展開し、着々とその成果を収めつつあります。本年も政府、本都提唱の「蚊と蠅の撲滅運動」に呼応し、八月八日より八月十三日の六日間に亘



り区民のみなさんが不断に続けている個々の努力を有機的に結集し、全区を挙げ清潔で住みよい生活環境の実現と健康で明朗な区民生活の確立を計るため、夏期衛生強調運動が次のような要領により実施さ

歳入概要 (昭和30年3月31日現在)

Table with 5 columns: 科目 (Item), 予算額 (Budget), 収入済額 (Actual Income), 予算に対する収入歩合 (Percentage of Budget), 備考 (Remarks). Rows include 区税, 公営企業料, 公財使用料, etc.

歳出概要 (昭和30年3月31日現在)

Table with 5 columns: 科目 (Item), 予算額 (Budget), 支出済額 (Actual Expenditure), 予算に対する支出歩合 (Percentage of Budget), 備考 (Remarks). Rows include 区役所, 土教文民産地選, 統計査査員, etc.

予は(予備費補充)

れ「衛生豊島完遂」のスローガンを一歩、二歩前進の大成果を挙げる事が出来た。

実施要領

- 一、地区内の清潔清掃の実施
一、ゴミ箱の各戸設置
一、地区内下水溝浚渫の実施
一、区民一斉蠅取運動の実施
一、閑地除草の実施
一、蚊と蠅の発生源の完全消毒の実施

昭和30年度六三制

教室増改築割当決る

昭和三十年六三制学校建築物整備事業建設計画及び校舎改築事業並に火災校舎復旧事業についての本区への割当は六三制(五七)危険校舎改築(二)火災復旧校舎(三)でその該当校は次の通りであります。

Table listing schools and their corresponding 6-3-3 system allocations. Columns include school name, system type, and number of classrooms.

建築物の台風対策

台風シーズンが近づいてきました。区民各位におかれては、気象情報に注意されると共に、家屋の台風対策に心掛けていただきたい。まづ、風が家屋に吹き当たるような圧力と吸引力が起ります。

すなわち、風上の壁面は、内側に向う大きい圧力を受け、軒先には、上方に向う大きい吸引力が作用します。次頁の建物に対する風の作用を知った上で、既存家屋と工事中の家屋について、台風対策を述べます。

I 既存家屋に対する台風の被害予防

普段から家屋の腐蝕部分、破損箇所を留意することは、もちろんであるが情報により台風の襲来が必至となつた場合は、次の方法で被害を予防して下さい。

1 環境の整備

家屋の敷地及びその周辺の排水路、マンホール等を清掃し、樹木を補強しておくこと。

2 建物各部の補強及び整備

(1) 開口部(才二図参照)

(イ) 台風の際に最も大切な事は、屋内に風を入れないことであつて雨戸、硝子戸等は風圧力によつて吹き飛ばされぬよう、大貫又は小

(2) 屋根

(イ) ルーフフィンガ、トン等等の簡易屋根は打ち付け釘が往々にし

割材で斜文字に大釘で柱又は窓枠に四隅を打ち付けておくこと。(ロ) 硝子窓はパテが落ちて、硝子の枠に密着していないことのないように注意すると共に、若し間に合わない場合は釘又は木片で打ちとめて振動しないようにすること。

(ハ) 風による飛散物で硝子戸が破壊されるのを防止するため外側にむしろ、ござ、板等を打ち付けておくこと。

(4) 建物の補強
風圧力を受けた建物を倒

(3) 軒先、庇
軒先、庇部分は、風力によつて、建物中最も浮き上げられる部分であるから、軒先では、樫と野地板部分の接合状態を、あらかじめ注意し、破損、腐蝕したものは補修しておき、又庇では腕木と柱との結合状態をあらかじめ注意し慎重にしておくこと。軒出の多いものは下から軒先に釣りをするとよい。

(2) 煙突、広告等
煙突、広告等は、台風の影響が著しい位置にある家屋等は、応急的に控柱を支えとよむ。控柱は杉丸太、角材で上部を主要な柱の上部に大釘又は鋸で打付け、下部を打抗に緊結し、根がせを取付け、石等で支える。

(1) 環境の整備
家屋の敷地、周辺の清掃その他既存建物の場合と同じです。

(4) トタン、スレート葺等の屋根は入念に点検し、ゆるんでいる箇所を締め直し、打ち付け又は押え板等で釘打ちしておくこと。

(3) (才三図参照)瓦葺の屋根の被害は、軒先、棟等に多く入母屋造りの場合は、入母屋部分の瓦の被害が多いから、雨樋、漆喰、モルタル等で面戸漆喰塗をしておくこと。煉瓦、鬼瓦等は針金で緊結しておくこと。

(2) 土台と柱は金物又は板縫いで緊結しておき、土台は基礎にアンカーボルトで緊結しておくか控柱を設けて、風圧によつて、建物が浮上つて倒潰すのを防ぐ。

(1) (才四図参照)柱と梁、桁との接合部分がゆるんでいるときは、ボルト、金物等で緊結するか、柱の弱い場合は、添え柱を設けて緊結すること。

(4) 筋造材料は長い敷居と又は大貫を、土台より軒桁まで渡し、大釘(三〜五寸)を一箇所三本位の割合で土台、柱、桁等主要構造材に打付ける。貫を二枚使う場合は、たすき掛けに打付けるとよい。

(3) 施行の悪い家屋、老朽の家屋又は台風の影響が著しい位置にある家屋等は、応急的に控柱を支えとよむ。控柱は杉丸太、角材で上部を主要な柱の上部に大釘又は鋸で打付け、下部を打抗に緊結し、根がせを取付け、石等で支える。

(2) 土台と柱は金物又は板縫いで緊結しておき、土台は基礎にアンカーボルトで緊結しておくか控柱を設けて、風圧によつて、建物が浮上つて倒潰すのを防ぐ。

(1) (才四図参照)柱と梁、桁との接合部分がゆるんでいるときは、ボルト、金物等で緊結するか、柱の弱い場合は、添え柱を設けて緊結すること。

II 工事中の家屋における台風予防について

なるべくこの季節には棟上げをさけたいが、工事の進行状況に応じて対策を考えなければなりません。既存の家屋に比べて目の届かない所が多いため、被害も往々にして、大きくなり勝ちです。から、気象状況に応じて充分補強養生をするように心掛けて下さい。

(3) 竣工間際の建物で開口部に建具がない場合は、板又はトタン板で閉鎖して、内部に風をはらまぬようにすること。

合は、添え柱を設けて緊結すること。

(5) 看板、日除(ブライング)
支障のない限り取りはずし、やむをえない場合は事前に修理、補強して、飛散による歩行者の危害を予防すること。

(6) 塀
塀には控柱による補強のほか、小割材、針金、繩等で抗、庭木、家屋等に緊結すること。

(7) 煙突、広告等
関西地方を襲つたジェー

